

青森県報

第千九百八十六号

平成十四年二月二十日(水曜日)

目次

規 則

○青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(人事課) ……一

○青森県教育委員会委員定数条例の施行期日を定める規則……………(同) ……一

公 告

○青森県徴税吏員証の無効……………(税務課) ……二

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……二

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……二

○右……………(同) ……三

出先機関

○土地改良事業計画変更協議の適当の決定……………(東地方農林水産事務所) ……三

○右……………(同) ……三

規 則

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年三月青森県条例第百八号)の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

青森県教育委員会委員定数条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五号

青森県教育委員会委員定数条例の施行期日を定める規則

青森県教育委員会委員定数条例(平成十二年三月青森県条例第八十九号)の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

公 告

青森県徴税吏員証の無効

次の青森県徴税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木村守男

名 称	発行番号	発行年月日	紛失した者の所属、職及び氏名	年月日失	紛失場所
青森県徴税吏員証 (賦課徴収に関する質問及び検査)	第一八二四号	平成十四年三月一日	青森県税務所 包括主査 鈴木重一	平成十四年一月十四日から一月十八日までの間のいづれかの日	北津軽郡 鶴田町内
青森県徴税吏員証 (滞納処分に関する質問、検査及び捜索)	第一八二四号	平成十四年三月一日	青森県税務所 包括主査 鈴木重一	平成十四年一月十四日から一月十八日までの間のいづれかの日	北津軽郡 鶴田町内

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 申請のあった年月日
平成十四年二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所
- 三 代表者の氏名
蒔苗正子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市橋本三丁目二の一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、三沢南部地区の県営土地改良事業(農村総合整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年二月二十一日から同年三月二十日まで
- 三 縦覧の場所
三沢市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、中野尻地区の県営土地改良事業(一般農道整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年二月二十一日から同年三月二十日まで
- 三 縦覧の場所
鶴田町役場

出 先 機 関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町に係る二股地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十一日から同年三月二十日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町に係る大開地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十一日から同年三月二十日まで

三 縦覧の場所

今別町役場